

電子申請の流れ



①

令和7年度 学童クラブ・一般登録早期・夕方利用申請

入力フォーム

このまますぐに申請する
ゲストとして申請を進めます。
※メールアドレス等が必要になる場合があります。

申請へ進む

ログインして申請
ログインまたはアカウント登録をして申請を進めます。

入力フォームから「申請へ進む」を選択してください。ゲストとしての申請で問題ありません。

②

電子申請の前に、「令和7年度わくわく☆ひろば利用のご案内」を必ずお読みください

申請情報及び個人情報の取り扱いに関する同意

わくわく☆ひろば（一般登録及び学童クラブ登録、以下同じ）の利用にあたり、提出した全ての申請情報と区の保有する個人情報を、わくわく☆ひろばの利用及び育成活動の機会のために用いること、並びに子どもわくわく隊及び児童が利用するわくわく☆ひろばの間で情報を共有することに同意します。

申請情報及び個人情報取り扱いに同意します。

次の画面へ進む

入力内容を一時保存する

「わくわく☆ひろば利用のご案内」をよく読んで申請をしてください。両方を申請することはできません。

③

入力フォーム

Q1. 利用申請する制度を選択してください 必須

学童クラブ
一般登録早期・夕方利用

申請する制度を選択してください。両方を申請することはできません。

④

利用申請に関する注意事項1

1 学童クラブと一般登録早期・夕方利用申請を同時に行うことはできません。どちらか一方のみの申請となります。
2 学童クラブが申請者多数により休校となった場合でも、その後に、一般登録早期・夕方利用を開始することはできません。（一般登録早期・夕方利用に申請はできません。利用の標準を定めていた利用制限があります。）

上記は注意事項を確認しました

利用申請に関する注意事項2

1 以上1名につき申請が必要です。
2 申請内容が申請に不備や不足がある場合は、申請した学童クラブ、わくわく☆ひろばまたは子どもわくわく隊からご連絡し、内容を修正していただく場合があります。
3 一度申請した内容の取消や訂正、不備・不足がある場合は、必ず申請の再提出が必要です。LoGoフォームから行うこともできます。

注意事項を確認したら、「次の画面へ進む」を選択してください。

⑤

4 申請内容の訂正や、不備・不足書類の再提出は、申請した学童クラブまたはわくわく☆ひろばへご連絡いただくか、訂正フォームから電子申請することができます。
5 申請時に入力していただいたメールアドレスに、受付番号と申請状況を確認するためのパスワードが送られます。両者同等の間に必要な場合がありますので、大切に保存しておいてください。
6 締切日までに申請が受理されたかどうかは、電子申請サービスの「回答日時」で判断します。申し込み完了時に自動送信されるメールをご確認ください。

上記注意事項を確認しました

1つ前の画面に戻る

次の画面へ進む

入力内容を一時保存する

⑥

入力フォーム

Q2. 利用する児童について入力してください

氏名
北区

生年月日
2018-06-30

令和7年度4月の学年 必須

1年生

新1年生の場合、通園している幼稚園・保育園
わくわく保育園

現在の利用状況を教えてください 必須

学童クラブを利用中

申請内容を入力してください。

⑦

Q3. 現在の利用状況を教えてください 必須

学童クラブを利用中

現在、学童クラブ・早朝夕方延長を利用している方は必ずチェックしてください。

⑧

Q4. 指定校変更する予定はありますか 必須

はい

指定校変更に関する注意事項

1 指定校変更を希望している場合、指定校変更先の小学校の対象学童クラブへ申請してください。
2 指定校変更が承認された場合は、承認通知の写しをわくわく☆ひろばへ提出してください。
3 指定校変更が不承認となった場合は、元の小学校の学童クラブへ申請したものととして審査します。その場合、元の小学校の学童クラブへ申請書の再提出が必要となります。

上記の注意事項を確認しました

指定校変更をする予定の方は、「はい」を選択して、注意事項を確認してください。

⑨

アレルギーや疾病はありますか 必須

有

アレルギー名や疾病名を入力してください。イベントを誘導している場合も入力してください 必須

くも膜下出血あり。（ナッツアレルギー）

集団生活で配慮が必要になったら入力してください

飛沫があり、運動制限はないが疲れやすい。

アレルギーや配慮が必要な場合は、入力してください。特にない場合は、入力不要です。

⑩

Q10. 学童クラブ延長利用の有無 必須

あり

延長利用の期間は18時～19時で、月額2,000円が別途かかります。保護者の就労等（通勤時間を含む。）の時間が平日1日以上18時を超える家庭が対象で、就労証明書等により利用対象となるかの確認をさせていただきます。なお、延長利用をした場合は、原則お迎えが必要となります。

Q11. 土曜日の利用はありますか 必須

あり

土曜日の利用にあたっては、就労証明書等により保護者が土曜日に申請権限があることを確認します。土曜日に利用するを選択してください

学童クラブ延長利用や土曜日の利用を希望する方は、「あり」を選択し、忘れずに申請してください。

⑪

Q13. 1人目の保護者について入力してください

氏名
北区

世帯状況を選択した後、保護者の情報を入力してください。

⑫

住所

郵便番号 3320031

都道府県 埼玉県

市町村 埼玉県

市区町村 川口市

番地 青木

マンション・部屋番号 300-200-100

北区へ転入予定であり、実際に引っ越していない場合は、2月発送の結果通知を受取可能な住所（現住所）を入力してください。

⑬

単身赴任（予定）の有無 必須

有

現在同居と同居している場合、単身赴任予定先の住所
北海道函館市0-0-0

単身赴任（予定）で現在は同居していても別居予定の場合は、単身赴任先の住所を入力してください。

⑭

Q15. 保護者以外の同居家族はいますか 必須

有

保護者以外の同居家族の人数 必須

2人

保護者以外に同居家族（兄弟姉妹・祖父母等）がいる場合は、人数を入力してください。

⑮

兄弟姉妹

学童クラブまたは一般登録早期夕方延長を利用したことがありますか 必須

有

職業・学校（学年）・在園名等
王子小学校 4年生

兄弟がいる場合は、学童クラブまたは一般登録早期夕方延長の利用の有無を選択してください。

⑬

Q29. その他の添付書類 1
添付するデータの種類を選んでください

画像データを添付 (jpg,jpeg,png,gif)
 データファイルを添付 (pdf,doc,docx,xls,xlsx)
 なし

画像データはこちらに添付してください (jpg,jpeg,png,gif)

児童が身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳のいずれかをお持ちの場合は、こちらに添付してください。
保護者の添付書類の欄に添付しきれない書類はこちらに添付してください。

カメラで撮る場合やアルバムに保存されている証明書の写真を添付する場合は画像データを選択してください。

⑭

Q29. その他の添付書類 1
添付するデータの種類を選んでください

画像データを添付 (jpg,jpeg,png,gif)
 データファイルを添付 (pdf,doc,docx,xls,xlsx)
 なし

PDF、ワード、エクセルデータはこちらに添付してください (pdf,doc,docx,xls,xlsx)

児童が身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳のいずれかをお持ちの場合は、こちらに添付してください。
保護者の添付書類の欄に添付しきれない書類はこちらに添付してください。

勤務先からエクセルやワード、PDFで受取り、そのまま添付する場合は、データファイルを選択してください。

⑮

Q31. 備考

3月に転居予定です。
北区王子100-200-300

26 / 60000

転居予定で申請する方は、保護者の住所欄には令和7年2月に通知書が届く住所をご記入ください。その場合、転居後の北区の住所を備考欄にご入力ください。

←1つ前の画面に戻る **→確認画面へ進む**

入力内容を一時保存する

→確認画面へ進む

確認画面に進み、入力した内容に誤りがないか確認してください。

一般登録早朝・夕方利用

Q7. 利用を希望する区分を選んでください 必須

早朝利用のみ
 夕方利用のみ
 早朝・夕方利用の両方

あり
 なし

土曜日の利用にあたっては、就労証明書等により保護者が土曜日に申請理由があることを確認します。

利用する区分を選んでください。片方だけでも、両方でも必要に応じて申請できます。

Q8. 早朝利用する期間を選んでください 必須

月を指定して利用する

早朝利用する月を選んでください 必須

4月
 5月
 6月
 7月
 8月
 9月
 10月
 11月
 12月

通年利用する
月を指定して利用する

(例) 夏季休業中→7月、8月にチェック
冬季休業中→12月、1月にチェック

利用する期間を選んでください。通年または、月を指定したスポット利用もできます。

Q8. 早朝利用する期間を選んでください 必須

月を指定して利用する

早朝利用する月を選んでください 必須

4月
 5月
 6月
 7月
 8月
 9月
 10月
 11月
 12月

長期休業期間ご利用の場合は、休業にかかる全ての月を選んでください。
(例)
夏期休業中利用→7月、8月
冬期休業中利用→12月、1月
春期休業中利用→3月、4月

月を指定して利用する場合は、利用する月を選んでください。夏期休暇等の長期休業中ご利用の場合は例を参考にしてください

お問い合わせ等で受付番号が必要な場合がありますので、保存しておいてください。

